

酒類販売事業者等の事業継続を支援します！

三重県酒類販売事業者等支援金 (月次支援金上乘せ交付分)

三重県まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業、酒類の提供自粛要請の影響を踏まえ、特に厳しい状況にある県内の酒類販売事業者等を対象に、5月、6月において国の月次支援金に上乘せして支援金を支給します。

本支援金の申請には、国の月次支援金の給付決定を受けていることが必要です。
まずは、国へ月次支援金を申請し、国から給付決定を受けた後に、「三重県酒類販売事業者等支援金(月次支援金上乘せ交付分)」を申請していただきますようお願いいたします。

「月次支援金」ホームページ：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

「月次支援金」申請相談窓口 TEL:0120-211-240

1 対象事業者

酒類販売事業者等

(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者)

三重県内に事業所を有する中小法人等・個人事業者等であること

2 主な支給要件

(1) **国の月次支援金の給付決定を受けていること**

(2) 令和3年4月30日以前に、**酒類製造免許、酒類販売業免許**のいずれかを取得していること

※ただし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置する、三重県が実施する他の協力金・支援金との併給は不可。

3 対象月および上乘せ交付額

対象月：令和3年**5月、6月**

各月の売上減少額から国の月次支援金の給付額を控除した金額を以下を上限に支給

【売上減少率 **50%以上70%未満**】

【売上減少率 **70%以上**】

中小法人等 **20万円**

中小法人等 **40万円**

個人事業者等 **10万円**

個人事業者等 **20万円**

4 申請受付

令和3年**7月下旬**：申請要項の公表、申請受付開始(予定)

5 支援金に関するお問い合わせ

三重県酒類販売事業者等支援金 事務局

(TEL:059-224-2838) 受付時間:平日9時から17時 ※土日祝日は除く